

(公 印 省 略)
三 消 第 5 7 2 号
令和 7 年 1 0 月 1 日

各 区 長 様

三木市消防長

大 東 成 吉

マイナンバーカードを活用した救急業務「マイナ救急」
実証事業の実施について（協力依頼）

秋晴の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして、格別の御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 0 月 1 日からマイナンバーカードを活用した救急業務である「マイナ救急」の実証事業が全国の消防本部の救急隊で実施されます。

つきましては、広報用リーフレットを配布しますので、住民の皆様
に周知していただきますようお願い申し上げます。

三木市消防本部救急救助課
担当：西村・梶岡
TEL: (0794) 89-0173
FAX: (0794) 89-0174

回覧

令和7年10月1日

各 位

三木市消防長

大 東 成 吉

マイナンバーカードを活用した救急業務「マイナ救急」
実証事業の実施について（協力依頼）

秋晴の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして、格別の御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年10月1日からマイナンバーカードを活用した救急業務である「マイナ救急」の実証事業が全国の消防本部の救急隊で実施されます。

つきましては、別添リーフレットをご確認いただき、マイナ救急に御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

三木市消防本部救急救助課
担当：西村・梶岡
TEL: (0794) 89-0173
FAX: (0794) 89-0174

マイナ救急実証事業を実施します！

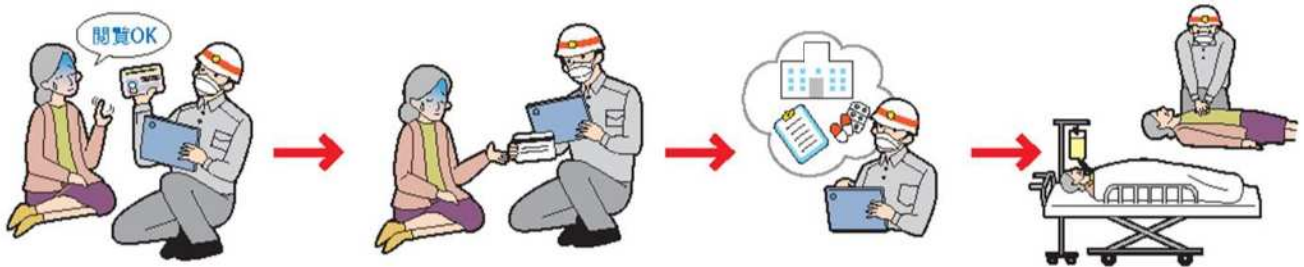
三木市消防本部では、救急車を必要とする傷病者等の同意を基本として、マイナ保険証から通院履歴などの医療情報を把握し、救急業務に活用する実証事業を行います。

また、個人情報の保護に関する法律に基づき、生命・身体の保護の必要があり、かつ意識不明等、本人の同意を得ることが困難である場合に限り、同意なしで閲覧させていただきます。

本実証にて得た個人情報は実証事業以外に使用いたしません。

実証事業の概要

●マイナ救急の流れ



①傷病者が情報閲覧に同意する

②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要

③隊員が医療情報を閲覧する

④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

●実証期間 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

●実施救急隊 三木市内の救急隊全隊(4隊)

マイナ保険証を活用するメリット

●マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

もしもの時に備えて

マイナ保険証の携行をお願いします。

(救急車を要請された時はマイナ保険証の準備をお願いします。)



お問い合わせ

三木市消防本部 救急救助課
TEL:0794-89-0173



実証事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます。